

副詞節の機能分析

中　野　弘　三

0. 序

副詞節の機能に関しては Quirk et al. (1985, § 15. 20-21) は次のように三つの種類に分類する。

- (1) Adjunct: 主節の命題 p の表す事態の発生の時, 場所, 理由, 条件等を表し, p の一部を成すことを表す。
 - a. I have been relaxing since the children went away on vacation.
 - b. He looked after my dog while I was on vacation.
 - c. He likes them because they are always helpful.
 - (2) Content disjunct: それに含まれる命題が表す出来事と主節の命題 p が表す二つの出来事の間になんらかの関係（因果関係, 対立関係等）が存在することを表す。
 - a. He took his coat, since it was raining.
 - b. My brother lives in Manchester, while my sister lives in Glasgow.
 - c. He brought me a cup of coffee although I had asked for tea.
 - (3) Style disjunct: それに含まれる命題が表す出来事と主節の命題 p の発話の間になんらかの因果関係, 対立関係等があることを表す。
 - a. Since you don't seem to know, all further negotiations have been suspended.
 - b. While we're on the subject, why didn't you send your children to a public school?
 - c. I have nothing in my bank account, because I checked this morning.
- 一方, if 節については Palmer (1974, § 5.5.2; 1987, § § 7.4.1) はその機能を次のように分類する。
- (4) i) 一つの出来事が生じれば, それに応じて別の出来事が生じることを予言する [予言型 (predictive type)]
 - a. If it rains, the match will be cancelled.
 - ii) 二つの習慣的行為が if によって結び付けられている。if が ‘whenever’ に近い意味を表す [whenever 型]
 - b. If it rains, I go by car.
 - c. If they study, they stay in their room.

- iii) 一つの節（の表す命題）が真であることが別の節（の表す命題）が真であることを含意する [含意型 (implication type)]
- d. If he acts like that, he is a fool.
 - e. If John comes tomorrow, Mary left yesterday.
 - f. If he's the Prime Minister, I'm a Dutchman. [rhetorical conditional]
(彼が首相であったら首をやる)
 - g. If If he's Marconi, I'm Einstein. [rhetorical conditional]
(彼がマルコーニのような大学者であるというなら、私は定めしAINシュタインだ>私がAINシュタインでないのと同様、彼はマルコーニのような大学者であるはずはない)
- iv) if 節の表す命題が真であるとすれば、主節の表す情報を提供することの適切な理由となることを表す。'If..., it is relevant to say that ...' の意 [relevance 型]
- h. If you're going out, it's raining.
 - i. If you want to know, I haven't seen him.

Quirk et al. の副詞節の分類も、Palmer の if 節の機能についての分類も、単なる分類にすぎず、if 節をはじめとする副詞節がなぜこのような意味機能を持つのかその理由を説明するものではない。本稿は中野（1990, 1991, 1993）で提案した文の発話の意味構造に基づいて副詞節が上記の意味機能を必然的に持つ理由を説明する。

1. 文の発話の意味構造

発話の場（コミュニケーションの場）における文の発話が伝える意味内容は、機能文法の用語を用いると、大別して、対人関係的 (interpersonal) 意味と陳述的 (representational) 意味である。筆者は中野（1990, 1993）において文の発話の意味として、これら 2 種類の意味を含む発話の意味構造を想定し、法助動詞をはじめとする法表現や接続詞の機能の分析を試みた。S. C. Dik, K. Hengeveld, C. Vet 等を中心としたオランダ学派の機能文法家も同様の文の発話の意味構造を設定して文の構造分析を行っている。文が表す陳述的意味とは、文が指示示す (refer to) 言語外の事態 (state of affairs) [出来事 (event) と状態 (state) の両方を表す用語として用いる] を表す意味、すなわち、文が表す事態の内容である。これに対し、対人関係的意味とは文の発話によって伝えられる発話の力 (illocutionary force) と、文が表す事態の内容に対する話し手の心的態度 (psychological attitude) を含む。話し手が聞き手に文を発して、それを聞き手が理解するという発話の場において発せられた独立文の発話の意味構造を、このように対人関係的意味を表す部分と陳述的意味を表す部分の二つから構成されるものとして、便宜上、前者を「対人関係部」(interpersonal component), 後者を「命題部」(propositional component) と呼ぶことにしよう。

1.1. 対人関係部

発話の意味構造の対人関係部の内容は、上述のように、文の発話によって伝えられる発話の力と、命題部の内容に対する話し手の心的態度〔以下「命題態度」と呼ぶ〕から成る。

- (5) a. John is serious. b. John came here.
- (6) a. Is John serious? b. Did John come here?
- (7) a. Be serious. b. John, come here.

のような平叙文、疑問文、命令文の場合を考えてみよう。典型的には陳述表示型の発話行為を遂行する平叙文の発話は〈陳述〉、〈断定〉、〈予言〉、〈報告〉といった発話の力を伝達する。また、疑問文の発話は〈質問〉を、命令文の発話は〈命令〉、〈要請〉、〈依頼〉、〈提案〉といった発話の力を伝達する。一方、(5),(6),(7)いずれの型の文の場合も話し手は命題部の内容に対してある種の心的態度、すなわち、命題態度を持っている。(5)の平叙文の場合の命題態度は、話し手が John-is-serious, John-came-here という命題内容に対して持つ、それが真であるという信念（認識、判断）である。(6)の疑問文の場合の命題態度は、命題内容が真であるかどうか聞き手に教えてほしいという、話し手の持つ願望である。(7)の命令文の場合も話し手が持つ命題態度は you-be-serious, you-come-here という命題内容を聞き手に実現してほしいという願望である。命題態度は話し手の主観的な心的態度として聞き手には含意として伝えられる。

したがって、

- (8) *John is serious, but I don't believe he is.
- (9) *Be serious, but I don't want you to be.

のように、(8)の前半の平叙文の発話が持つ John-is-serious という命題が真であるという命題態度を否定する追加の節が後続した場合や、(9)の前半の命令文の発話が持つ you-be-serious という命題の実現を願望する話者の命題態度を否定する追加の節が後続する場合は、矛盾文が生じる。また、命題態度は主観的なものであるので、否定の対象になることはない。

- (10) John is not serious. (\neq I am not in the belief that John is serious.)
- (11) Don't be serious. (\neq I don't want you to be serious.)

この場合の否定辞は命題部の内容を否定するものであるので、これらの文は、それぞれ、括弧内に示した含意を持つことはない。

対人関係部の内容をこのように発話の力とそれに伴って伝達される命題態度という二つの部分から成るものと分析すると、文の発話の意味構造としては、それらが命題部を作用域にとる次のような構造を想定することになる¹⁾。

(12) 発話の力<命題態度 (命題部)

発話の力は発話行為の種類によって異なり、命題態度は発話行為の型によって異なる。発話行為の型はここでは1) 陳述表示型 (representatives), 2) 行為指導型 (directives), 3) 行為拘束型 (commissives) の三つがかかわり、それらの命題態度は、それぞれ、以下のようである。

- 1) 陳述表示型 : (この場合の命題部は真理命題であるので) 叙述の表す出来事／状態が真であるという話者の信念 (belief) ないしは判断 (judgment)
- 2) 行為指導型 : (この場合の命題部は行為命題であるので) 叙述の表す行為を実行してほしいという話者の願望 (desire)
- 3) 行為拘束型 : (この場合の命題部も行為命題であるので) 叙述の表す行為を話者自らが実行しようという意志 (intention)

1.2. 命題部

次に文の陳述的意味を伝える命題部の内容を考えてみよう。平叙文の発話は、一般に、陳述表示型の発話行為を遂行し、上述の対人関係的意味を伝達すると同時に、その文の主部と述部が表す命題内容を聞き手に伝達する。たとえば、

- (13) a. John went there. b. John is guilty.

のような平叙文の発話は、John-went-there/John-is-guilty という命題が表す出来事や状態の発生や存在を聞き手に伝達する。しかし、厳密に分析すると、(13)の発話の伝達内容には、単に出来事／状態の発生や存在だけでなく、そのことが真である（事実である）という話者の（命題の）真実性の判断も含まれる。ただし、命題が真であるという話者のこの判断は通常は含意として聞き手に伝達される。すなわち、(13)の発話では、次に示すように、John-came-here/John-is-guilty という命題内容が主張され、その内容が真であるという話者の判断は含意として伝達されるのである。

- (14) a. (It is true that) John went there.
b. (It is true that) John is guilty.

(13)の発話にこのような真実性の判断が含意されることとは、次に示すように、(13)にその事実性を否定する節を後続させると矛盾文が生じることから明らかである。

- (15) a. *John came here, but that is not true.
b. *John is guilty, but actually he isn't. [=actually that is not true.]

(13)のような普通の平叙文の発話に命題の真実性についての話者の判断の意が含まれることは、さらに、次のような事実によっても裏付けられる。平叙文、または平叙文型の節を反復すると、反復された文（節）は、命題内容ではなく、その真実性（の判断）を主張することになる。たとえば、

- (16) Speaker A: Everybody says that John is guilty.

Speaker B: He is (guilty), indeed. [=That is very true.]

においては、話者Bの発話は、話者Aの発話の John-is-guilty という部分を反復するものであるが、話者Bの発話はその命題内容を主張するものではなく、[] 内のパラフレーズに示したように、その真実性を主張するものである。また、付加疑問も主節の一種の反復であるが、これ

も主節の命題内容の真実性を聞き手に確認する表現である。

- (17) a. John came here, didn't he (come here)? [=isn't that true?]
 b. John is guilty, isn't he (guilty)? [=isn't that true?]²⁾

また、先行文脈で言及された命題を否定して反復すると否認(denial)，すなわち、命題の真実性の否定となることも、平叙文(型の節)に命題の真実性の意が含意されていることの裏付けとなる。

- (18) Speaker A: Everybody says that John is guilty.

Speaker B: No, he is not (guilty). [=No, that is not true.]

以上の考察を踏まえると、(平叙文型の)命題部の内容は、出来事／状態を表す命題とその真実性(の判断)を表す部分から成ることになる。本稿では、命題の真実性をその法性の一種と考え³⁾、それを「真理的法性」(truth modality)と呼ぶことにする⁴⁾。そうすると、命題部の内容は、命題を‘p’、真理的法性を‘TM’で表すと、

- (19) TM(p) [=it is true that p]

という構造を成すものとなる⁵⁾。因みに、節の統語構造とこの意味構造の関係を示すと、節の統語構造が‘NP INFL VP’であるとすると、‘NP Tense VP’が命題pを表し、INFLに含まれる法性標識(modality marker) [平叙文の場合は直説法標識Ind(cative)]が真理的法性TMを表すものと考える。なお、以下の説明の便宜上、(19)のように真理的法性を含む命題部全体を「真理命題」(truth proposition)と呼び、それと区別するため‘p’それ自体は「叙述」(predication)と呼ぶことにする。

一方、<命令>、<要請>といった行為指導型(directive)の発話行為を遂行する命令文の発話の意味構造も対人関係部(発話の力<命題態度>)と命題部からなるものと分析でき、行為指導型の発話の力を生み出す動機となる命題態度は上述のように「願望」であるが、願望の内容である命題部は「実現されるべき(実現して欲しい)叙述」ということになる。たとえば、(7 a) Be serious. の命題部は「実現されるべき(実現して欲しい)叙述 you-be-serious」であり、この命令文は

- (20) I order you to be serious. /I order that you be serious.

とパラフレーズできるところから、この命令文の命題部はyou to be serious/you be seriousのような不定詞構文や仮定法現在構文によって表現される内容と考えられる。平叙文の命題部は、上述のように、平叙文のINFLに含まれる法性標識が表す真理的法性と叙述からなる真理命題と分析するが、命令文の命題部もこれと並行的に分析すると、次のように命令文のINFLに含まれる法性標識[命令法標識または仮定法標識]によって表される行為的法性(action modality)と叙述から成るものと分析でき⁶⁾、本稿ではこの命題部を平叙文のそれと区別して「行為命題」(action proposition)と呼ぶことにする。

- (21) AM(p) [=p is to be brought about] AM=action modality

2. 叙述接続詞と真理接続詞

上述のように平叙文（節）が表す命題を、出来事／状態を表す叙述と、叙述にその真実性（真理的法性）を加えた真理命題に分けて考えると、英語の従属接続詞には叙述のみを導くものと、叙述を含む真理命題も導くものがあることが観察される。時を表す after, before, when などは叙述のみを導く。

- (21) John came after/before/when Mary came.

(cf. *John came after/before/when it was true that Mary came.)

叙述しか従えることのできないこれらの接続詞のあとには真理的法性を表す ‘it is true that’ を補うことができない。これに対して、理由を表す because, since, 反意を表す although, though, while, 条件を表す if などは叙述だけでなく、真理命題も従えることができる。

- (22) a. Because/Since I want to learn, I go to school.

b. Because/Since John isn't here, he has evidently gone home.

- (23) a. Although he tried, he couldn't solve the problem.

b. Although he came and saved me, he hadn't heard me calling for help.

- (24) a. If it rains tomorrow, the match will be cancelled.

b. If he did it again, he is a fool.

(22)～(24)の a の文の接続詞は叙述を導くもので、それに導かれた副詞節に真理的法性を表す ‘it is true that’ を補うと、元の文と意味が異なるか、奇妙な意味の文となってしまう。一方、(22)～(24)の b の文の接続詞は真理命題を従えるもので、真理的法性を表す ‘it is true that’ を補っても、元の文と意味が変わらない。

- (22) b'. Because/Since it is true that John isn't here, he has evidently gone home.

- (23) b'. Although it is true that he came and saved me, he hadn't heard me calling for help.

- (24) b'. If it is true that he did it again, he is a fool.

ここで、便宜上、叙述を従える接続詞を「叙述接続詞」、真理命題を従える接続詞を「真理接続詞」と呼ぶことにしよう。そうすると、たとえば if は、(24)に示したように、叙述接続詞と真理接続詞の両方の用法を持つということになる。

叙述接続詞はなんらかの出来事／状態を表す叙述 p と別の出来事／状態を表す叙述 q の間に時間的関係 (after, before, when 等の場合)、因果関係 (because, since 等の場合)、反意関係 (although, though, while 等の場合)、条件的関係 (if の場合) が存在することを表し、叙述接続詞を含む文の発話は、p と q の間にそのような関係があることが真であることを伝達するものである。叙述接続詞の表す意味を ‘>’ で表すと、叙述接続詞を含む文の意味構造は、

- (25) TM (p>q)

となる。たとえば、(21)の文は「John-came という出来事と Mary-came という出来事との間に時間的前後／同時関係が存在する（ことが事実である）」ということを表し、叙述接続詞の機能は二つの出来事（状態）の間のなんらかの関係を表すことである。一方、真理接続詞はそれが導く命題が真であること (TM(p)) と主節の命題 (Q) の間に因果関係、反意関係、条件的関係が存在することを表す。したがって、真理接続詞を含む文の意味構造は次のように表記できる。

(26) $\text{TM}(p) > Q$

ところで、「主節の命題 (Q)」と述べたが、(26)での Q は叙述ではあり得ない。真理命題は命題内容が真であるという話者の認識を表すものであり、もし(26)の構造で、Q が叙述であれば、(26)の構造を持つ文は、

(27) a. 「p が真であるので、q という出来事／状態が生じる」

[Because/Since TM(p), q の場合]

b. 「p が真であるけれども、q という出来事／状態が生じる」

[Although/While TM(p), q の場合]

c. 「p が真であれば、q という出来事／状態が生じる」

[If TM(p), q の場合]

という意味を持ち、これらはいずれも奇妙な意味である。たとえば、

(28) Because/Since/If (it is true that) John isn't here, he has gone home.

という文を、(27 a, c) の構造を持つものとして解釈すると、「ジョンがここにいないことが事実だから／あれば、それが事実であることが原因（理由）で、ジョンは家に帰ってしまった」という奇妙な意味となってしまう。すなわち、(26)の意味構造では、Q は叙述ではあり得ないのである。真理接続詞がそれが導く真理命題と主節が表す叙述をつなぐことができないとすると、真理接続詞が真理命題と接続する主節の命題 Q の内容は何であろうか。「 $\text{TM}(p) >$ 叙述」があり得ないということは、言い換えると真理接続詞に導かれた副詞節 [以下、「真理副詞節」と呼ぶ] は主節に含まれる叙述を修飾することができないということである。一方、副詞節は主節のなんらかの部分を修飾することには違いないので、真理副詞節が修飾するものが主節の叙述でないとすると、それが修飾するものは主節の叙述以外の部分ということになる。

3. 副詞節と主節の修飾関係

前節で、叙述接続詞に導かれた副詞節 [以下、「叙述副詞節」と呼ぶ] は主節の叙述を修飾し、真理副詞節は主節の叙述以外の部分を修飾すると述べた。主節の意味の叙述以外の部分というのはどのようなものであろうか。上で示した発話の意味構造の基本型「発話の力 < 命題態度（命題部）」に基づいて分析した陳述表示型発話行為を遂行する平叙文（主節）の発話の意味構造は、その発話の力 (illocutionary force; 略号IF) を ‘I SAY to you’、命題態度 (propositional attitude; 略号PA) を ‘I BELIEVE/JUDGE’ と表すとすると、次のように表示できる。

(29) I SAY to you<I BELIEVE/JUDGE (TRUE (q))

IF PA TM

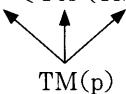
この発話の意味構造に基づいて叙述副詞節と平叙文型の主節の修飾関係を表示すると

(30) I SAY to you<I BELIEVE/JUDGE (TRUE (p>q)) [=I say to you that I believe/judge that it is true that p>q.]

となる。'I say to you ... it is true that' の部分が含意として伝達され, 'p>q' の部分が主張されるとすると, (30)の意味構造は, 叙述接続詞が副詞節と主節が表す出来事間の関係を示す(21), (22 a)～(24 a)の意味を適切に表していると言える。

一方, 真理副詞節と平叙文型主節の修飾関係はというと, 真理副詞節は主節の叙述を修飾できないので, (29)の構造が予測する真理副詞節 (TM(p)) の修飾の可能性は次のようにある。

(31) IF < PA (TM(q))



すなわち, 真理副詞節は主節の発話の力 (IF), 命題態度 (PA), 真理的法性 (TM) のいずれかを修飾することができる, ということである。この予測は事実と一致しており, 三つの可能性を示す例が存在する。TM を修飾する例は次のようなものである。

(32) Because/Since/If John is a bachelor, he is unmarried. [=Because/Since/If it is true that John is a bachelor, it is true that he is unmarried.]

この文の発話の意味構造は IF<PA (TM(p)>TM(q)) であり, 'TM(p) entails TM(q)' という真理命題間の論理的関係を表す (この場合, IF, PA は含意として伝達される)。PA を修飾する例は既掲の(22 b)～(24 b)である。これらの例は, その発話の意味構造が IF (TM(p)>PA (TM(q))) となるので, 次に示すように, 副詞節と主節に TM を表す 'it is true that' だけではなく, 主節に PA を表す 'I believe/judge that' を補ってパラフレーズできる。

(22) b'. Because/Since it is true that John isn't here, I judge that it is evidently true that he has gone home.

(23) b'. Although it is true that he came and saved me, I believe that it is true that he hadn't heard me calling for help.

(24) b'. If it is true that he did it again, I judge that it is true that he is a fool.

すなわち, (22 b)～(24 b)の文は, 真理副詞節の叙述が表す事柄の事実性を根拠にして, 話者が, 主節の叙述が表す事柄が事実であるという判断を行なっている (信念を持つ) ことを表しているのである。

真理副詞節が主節の IF を修飾する例は次のようにある。

(33) a. He deserved the promotion, though it's not my place to say so. — Quirk et al. 1985 [=I say to you that it is true that he deserved the promotion, though it

- is true that it's not my place to say so.]
- b. Since you don't seem to know, all further negotiations have been suspended. — ibid. [=Since it seems to be true that you don't know, I tell you that it is true that all further negotiations have been suspended.]
 - c. I'm in charge here, in case you don't know. — ibid. [=I inform you that it is true that I'm in charge here, in case it is true that you don't know.]

主節の表す発話の力 (IF) を修飾するということは主節の発話が遂行する発話行為を修飾することであり、これらの文（の発話）においては、真理副詞節は主節の発話行為を修飾しているということになる⁷⁾。

ここで注目すべきことは、叙述副詞節が主節の叙述 (q) を修飾する場合は、上述のように、主節の IF, PA, TM は含意として聞き手に伝達されるが、真理副詞節が主節の IF, PA, TM を修飾する場合、(32), (33) のパラフレーズや (22 b'), (23 b'), (24 b') に示したように、IF, PA, TM が主張される意味として伝えられるということである。普通は含意として伝達される IF, PA, TM が修飾語によって修飾された場合にそれらが主張される意味となることを中野 (1990) では「顕現化」と呼んだ⁸⁾。真理副詞節はこのような顕現化を引き起こす機能を持つと言える。

4. If 節中の未来の Will

以上、従属接続詞が導く命題は叙述か真理命題のいずれかであり、従属接続詞に導かれた副詞節と主節の修飾関係については、

- (34) 叙述副詞節は主節の叙述を修飾し、真理副詞節は主節の叙述以外の部分、すなわち、主節の発話の意味構造の IF, PA, TM のいずれかを修飾する

ということを見てきた。ここで從来からしばしば議論されてきた if 節中の未来の will という現象について考察を加えよう。If 節中には意志の (volitional) will は自由に生じることができるが、未来 (future) の will が現われるのには制限があることが從来からよく知られている。未来の will がどのような条件の下に if 節中に現われることができるかについては、これまでにも何人かの学者が意見を述べている。しかし、if 節中の未来の will についての從来の説はいずれもそれを特別な現象として捉え、それに特別な説明を与えようとするものであり、if 節中の未来の will がなぜそのような特別な条件の下でしか用いることができないかについて十分な説明を行なっていない。以下本稿では、if 節中の未来の will という現象を、上で見てきた副詞節を含む複文一般の意味現象を説明する一般的説明原理で説明できることを示す。

上述の(34)の一般化は従属接続詞一般に当てはまるものであるから、当然 if にも当てはまるはずである。事実、上でも、if 節に(34)の一般化に従う例が存在することを見てきた。(34)の一般化が if 節にも当てはまるとすると、

- (35) 未来の will が if 節中に現われる原因是、if が真理命題を導く時に限られ、if が叙述を導

く時には、その叙述が未来の出来事／状態を表す場合でもそこに未来の will は生じ得ない

ということが言える。では、未来の will が if 節中に現われる場合なぜその節の内容は真理命題になるのであろうか。その理由は will の存在にあると考えられる。英語では will は法助動詞であり、叙述の内容を成して純粹に未来時のみを表す表現ではないと思われる。もし will が純粹に未来時を表し、叙述を成すものであるならば、「もし雨が降れば、試合は中止されるであろう」という叙述副詞節が主節の叙述を修飾する意味となる文（ここでは雨が降るという出来事が試合が中止になるという出来事の生じる物理的原因となっている）において、will は叙述副詞節の叙述の内容を成し得ることになるので、

(36) *If it will rain, the match will be cancelled.

(cf. If it rains, the match will be cancelled.)

という文が可能なはずである。しかし、実際には英語では(36)は許されない。また、時を表す副詞節のように叙述しか生じ得ない節（§ 2 参照）には will は生じ得ないことにも注意されたい。

(37) *John will come after/before/when Mary will (come).

一方、叙述副詞節が主節の叙述を修飾する文において、主節に現われる will は叙述の外側にあると考えなければならない。

(38) John will leave if/when Mary comes.

のような文の will は if/when による叙述の連結 ‘ $p > q$ ’ の外側にあり、q の中身を成すものでないことは、この文の意味を考えれば明らかである。

未来の will が純粹な未来時を表し叙述の内容を成すものでないとすると、それはどのような性格の表現であろうか。筆者の見解では、未来の will は、同じ法助動詞の can と同様、客観的認識的法（性を表す）表現であるということである。客観的認識的法表現である can は、次の文の [] 内のパラフレーズに見るよう、叙述の内容を構成するものではなくて、叙述を従える真理的法性、すなわち、TM(p)の TM を修飾する表現である⁹⁾。

(39) a. Can he be working now? [=Can it be true that he is working now?]

b. He can't be working now. [=It can't be true that he is working now.]

未来の will もこれと同様の客観的認識的法表現で、真理的法性を修飾する表現であるとすると、この will が真理副詞節のみに現われ、叙述副詞節には生じ得ない(35)の事実が適切に説明できる。未来の will を含む次の a の文は b のようにパラフレーズできるところから、未来の will は、およそ、‘be expected to ... that ... FUT ...’ と表すことができるような意味を持つ、未来時の叙述を伴う TM 修飾表現であると見なすことができる。

(40) a. I will come if that will help you.

b. I will come if it is expected to be true that that FUT help you.

(注) FUT は will に含まれる純粹に未来時のみを表す意味要素とする。

未来の will が TM 修飾表現であるとすると、上の(40 b)に示したように、will は TM を顕現化するので、will の意味は ‘it is true that’ の意を伴うことになり、will を含む節は ‘it is predictable that ... will ...’ ともパラフレーズできる。

5. If 節中の未来の Will に対する説明

最終の本節では、未来の will が if 節中に現われる文脈上の条件についての従来の説と(35)に示した本稿の分析からの結論を比較し、本稿の分析のほうが問題に対してより包括的、一般的な説明になっている点でより適切であることを述べる。

Close (1980) は次のような様々な例を挙げ、未来の will を if 節中に用い得るのは、if 節が assumed predictability を表し、条件文全体の意味が ‘If X is predictable, then the consequence is so-and-so.’ となる場合であるとする。

- (41) a. If he'll be left destitute, I'll change my will. — Close 1980
- b. I know that if medicine will save him, he will be safe. — ibid.
- c. If the lava will come down as far as this, all these houses must be evacuated at once. — ibid.
- d. If it will make any difference, I'll gladly lend you some money. — ibid.
- e. If you will be alone on Christmas Day, let us know. — ibid.

この Close (1980) の説明は、未来の will は真理副詞節にのみ現われる TM 修飾表現であり、すぐ上の(40)の例について説明したように、その意味は ‘it is predictable that ... will ...’ となると述べた本稿の説明にまったく一致し、したがって Close の説明は、本稿のより体系的な分析の必然的な結論ということになる (Close の説明は、仮に間違っていないとしても、副詞節一般に適用できる説明ではなく、説明力は弱い)。Haegeman (1983) は条件文を標準型 (Standard type) と結論型 (Conclusion type) の二つに分け、それらの意味構造を次のように分析する (cf. Haegeman 1983, p.148)。

- (42) Standard type: [I predict (A causes B)] or [I predict (If A then B)]
- Conclusion type: [(I assume A) causes (I conclude (FUT B))] or [If {I assume (A)}
 then {I conclude (FUT B)}]

そして、未来の will が if 節に現われるのは結論型であると言う。Haegeman の標準型、結論型のこの分析は本稿の分析と基本的には同じ趣旨の分析であり、標準型と結論型は、それぞれ、本稿の分析の次の二つの場合に対応する。

- (43) i) 叙述副詞節が主節の叙述を修飾する場合。この場合の文全体の発話の意味構造 :
 IF<PA (TM {(p)>(q)})
- ii) 真理副詞節が主節の IF, PA, TM のいずれかを修飾する場合。この場合の文全体の発話の意味構造 : a) IF<PA (TM(p)>TM(q)) or

- b) IF (TM(p)>PA (TM(q))) or
- c) TM(p)>IF<PA (TM(q))

Haegeman の分析と本稿の分析を比較すると、上述の本稿の分析は、if 節だけでなく副詞節一般に当てはまる分析である点、さらに、叙述、真理命題、発話の意味構造という文の意味分析全般に必要な意味概念を用いている点において、if 節中の未来の will という単一の現象についての結論が同じであっても、より一般的、体系的な説明力を持つ本稿の分析がより妥当であると考える（さらに、本稿の分析のほうが、真理副詞節の主節の修飾の仕方をより明確に示している点にも注目されたい）。また、Haegeman (1983) は、

- (44) a. If the car will be delivered tomorrow, I will stay a day longer.
 b. If the camp will start soon, it will enjoy some good weather.
 c. If the firm will amuse them, I will buy some tickets.

のような例を挙げ、未来の will を含むこれらの if 節は ‘If it is true that ...’ とパラフレーズするのが適切であると述べている (cf. ibid., p.153) が、この説明はまさに本稿の主張に一致する。

Declerck (1984) も基本的には条件文に二つのタイプを認め、その一方のタイプの if 節にしか未来の will は現われ得ないとする。ただし、Declerck は Close や Haegeman と異なり、未来の will の出現を許さないタイプ（すなわち、標準型）の意味特性を定義して、その意味特性を持たないタイプの条件文の if 節には未来の will が現われ得るという説明の仕方をとる。if 節中に未来の will の出現を許さないタイプの条件文は、

- a) 条件が開放的 (open), 仮定的 (hypothetical), 反事実的 (counterfactual) のいずれかである。
- b) if 節の命題 p と主節の命題 q の間に密接な時間的関係がある、すなわち、p の時間は発話の時点でなく、q の時間との関係において決定される。

という二つの条件を同時に満たすものであり、他方、if 節中に未来の will を許すタイプはこれらの条件を同時に満たせないもの（これらの条件の一方しか満たせないものも含む）である、というのが Declerck の主張である (cf. Declerck 1984, p.284)。本稿の分析では、これら a), b) 二つの条件を満たす条件文は、(43 i) に示した叙述副詞節が主節の叙述を修飾するものに相当する。本稿ではの条件文の発話の意味構造は、(43 i) に示したように、‘IF<PA (TM {(p)}>(q))’ と分析するが、この構造において純粋に出来事／状態のみを表す叙述 p と q の間に if の表す条件的関係が存在するとすれば、この構造を持つ条件文が a), b) の二条件を満たすのは当然である。なぜなら、この発話の意味構造においては p の発生が原因（または条件）となって q が発生するのであるから、p と q の間に時間的関係が存在するのは当然であり、‘if p, then q’ 全体がひとつの真理的法性の scope の中にあるのであるから、‘if p, then q’ は開放的（仮定法の文であれば仮定的ないしは反事実的）であらざるを得ない。このように、Declerck の主張する条件 a), b) は本稿の分析の当然の帰結ということになる。さらに、Declerck の場合も if 節のみ

を対象とした分析であり、副詞節すべてを対象にした本稿の分析と比較して、同じ結論に達するならどちらが妥当であるかは自明である。

6. 結び

本稿では、叙述、真理命題、発話の意味構造という文（節）の意味分析全般に必要な意味概念を用いて、副詞節の修飾機能を分析し、さらに、その一環として従来から特別な説明を要するものとして扱われてきた if 節中の未来の will の問題を考察した。その結果、副詞節全般（さらには副詞表現全般）に適用可能な本稿の分析が、if 節中の未来の will という個別の現象をも的確に説明できることが明らかとなった。したがって、if 節中の未来の will を孤立した特別な現象として説明を試みた従来の分析より、本稿の分析のほうが妥当性が高いことを示したことになる。

注

- 1) この構造は筆者が中野（1990, 1991, 1990）で法表現や副詞（節）のような文修飾表現の機能を説明するために想定したもので、Searle (1979), Fraser (1983) 等の提案する考え方に基づくものである。
- 2) ドイツ語、オランダ語では付加疑問は ‘is that not true?’ の意の nicht wahr?, niet waar? を用いることに注意。
 - i) ドイツ語 : Sie kommen morgen, nicht wahr? [=You come tomorrow, don't you?]
 - ii) オランダ語 : Hij kan et doen, niet waar? [=He can do it, can't he?]
- 3) 法性 (modality) を命題の述べ方 (mode of expression) として捉えるという哲学・論理学の伝統的な捉え方に基づくと、真（事実）であるものとして命題を述べる述べ方は一種の法性ある。
- 4) この用語は Ransom (1986) からの借用。ただし、同書では、本稿と異なり、真理的法性を想定する論拠については何も述べていない。
- 5) 節の意味構造を ‘TM(p)’ と仮定する根拠は、名詞句との対比からも与えることが可能であり、その議論については中野（1991）を参照。
- 6) 厳密に言うと、行為命題に含まれる叙述は tense を含まず、真理命題に含まれる叙述とは異なる。Be serious. という命令文の命題は you-be-serious で、You are serious. という平叙文に含まれる叙述 You-Tns-be-serious のように、Tns を含まない。中野（1993）では真理命題に含まれる叙述と区別して、行為命題に含まれる命題を「原命題」という名称を用いている。
- 7) (33)の例は真理副詞節が陳述表示型の発話行為を修飾しているものであるが、次のように真理副詞節が行為指導型発話行為を修飾する場合もある。
 - i) Since/If you are so clever, what does the word mean? [=Since/If it is true that you are so clever, I ask you what the word means.]
 - ii) If you want to go out, don't forget it's snowing. [=If it is true that you want to go out, I advise you not to forget it is snowing.]
- 8) 「顕現化」を引き起こす IF, PA, TM の修飾語は副詞節だけではなく、
 - i) Frankly/Honestly, John is serious. [=Frankly/Honestly speaking, John is serious.]
[IF の修飾]
 - ii) Certainly/Maybe/Probably John is serious. [=I believe it certainly/maybe/probably

true that John is serious.] [PA の修飾]

のように、各種の副詞である場合もある。顕現化についてより詳しくは中野（1990）参照。

9) 同じ can でも主語の能力を表す主語指向的な can は叙述の内容を成すものである。意志を表す主語指向的な will も同様である。したがって、

- i) John cannot be serious.
- ii) John will be serious.

のような文の曖昧性は、can/will が叙述の内容を成すか、真理命題にかかわるものであるかのいずれであるかに由来する。

REFERENCES

- Close, R.A. (1980) "Will in If-Clauses". In S. Greenbaum, G. Leech, and J. Svartvik (eds.), *Studies in English Linguistics for Randolph Quirk*. London: Longman, pp.100-109.
- Declarck, R. (1984) "Pure Future Will in If-Clauses". *Lingua* 63, pp.279-312.
- Dik, S.C. (1989) *The Theory of Functional Grammar*. Dordrecht: Foris.
- Fraser, B. (1983) "The Domain of Pragmatics". In J. Richards and W. Schmidt (eds.), *Language and Communication*. London & New York: Longman, pp.29-59.
- Haegeman, L. (1983) *The Semantics of Will in Present-day British English: A Unified Account*. Brussel: Paleis der Academien.
- Hengeveld, K. (1989) "Layers and Operators in Functional Grammar," *Journal of Linguistics* 25, 127-157.
- Lyons, J. (1977) *Semantics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 中野弘三 (1990) 「認識の法性の由来」『ことばと文学と文化と——安藤貞雄博士退記念論文集』 東京：英潮社, pp.121-142.
- _____ (1991) 「節の意味構造」『言葉の構造と歴史——荒木一雄博士古希記念論文集』 東京：英潮社, pp.393-402.
- _____ (1993) 『英語法助動詞の意味論』 東京：英潮社
- Palmer, F.R. (1974, 1987²) *The English Verb*. London & New York: Longman.
- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech, and J. Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London & New York: Longman.
- Ransom, E.N. (1986) *Complementation: Its Meanings and Forms*. Amsterdam: John Benjamins.
- Searle, J.R. (1979) *Expression and Meaning*. Cambridge: Cambridge University Press.